首都直下地震における東京都内道路啓開(南方向)に関する協定書

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長(以下「甲」という。)と〇〇〇株式会社代表取締役(以下「乙」という。)は、首都直下地震時の東京都内における道路啓開、 災害応急対策業務(以下「業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条(目的)

本協定は、首都直下地震道路啓開計画(八方向作戦)の南方向における直轄国道の道路 啓開、応急復旧等の「業務」を実施するにあたり、その内容と実施方法、並びにこれに必 要な建設機械、資材、技術者、作業員等の確保と動員の方法を定め、被害の拡大防止と被 災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2条(協力要請)

甲は、道路啓開する道路又は関係する道路構造物等に災害が発生した場合において必要と認めるときは乙に対し、「業務」の協力を要請することが出来るものとする。また、「業務」を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施又は参加する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

第3条(業務内容)

甲が乙に対し要請を行う主な「業務」の内容は、以下のとおりである。

① 急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置及び 注意喚起を行うための案内板や標識等を設置する。

②道路啓開

緊急車両の通行確保(原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置)を図るため、倒壊・散乱している 沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差 処理、路上放置車両の移動等を実施する。

② 急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

④災害対策基本法第76条の6 (災害時における車両の移動等) に関する業務 車両等の移動措置命令、車両等の移動の伝達、土地の一時使用措置、記録・報告等 を実施する。

⑤防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。

第4条 (業務の実施区間)

「業務」の実施区間は、以下のとおりとする。

《南方向》

- ① 東京国道事務所が管理する国道1号、国道15号
- ② ①に隣接した横浜国道事務所が管理する国道1号、国道15号の一部区間 (国道1号:川崎市幸区御幸公園交差点 ~ 多摩川大橋左岸橋詰めの区間) (国道15号:川崎市川崎区競馬場前交差点 ~ 六郷橋左岸橋詰めの区間)
- ③その他必要に応じて他の道路に迂回する場合又は他の道路管理者からの要請による 道路啓開を行う場合の道路区間

第5条 (建設資機材等の報告)

本協定締結時に、乙はあらかじめ「業務」の実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械 並びに使用可能な資材、技術者、作業員(以下「建設資機材等」という。)の数量等を把 握し、書面により報告するものとする。

- 2 前項以降においても、乙は毎年度当初の4月に「建設資機材等」の数量等を把握し、 書面により甲に報告するものとする。また、甲が報告を求めたときは、速やかに報告す るものとする。
- 3 甲は、甲の保有する「建設資機材等」について、1項、2項と同時期に乙に書面により通知するものとする。

第6条(業務の出動要請)

甲は乙に対し第2条に基づき「業務」の出動要請をする場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。

- 2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請が あったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。
- 3 気象庁による震度情報で東京23区内で震度6弱以上の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。
- 4 乙は、出動する場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

第7条(業務の指示等)

南方向の道路啓開は甲が指揮するものとする。「業務」の直接の指示及び監督は甲が 別途通知する者(以下「監督者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うもの とする。

2 前条2項または3項により出動した場合は、甲が別途通知する集結場所に乙の判断により集結し、監督者の指示により「業務」を実施するものとする。

第8条 (建設資機材等の提供)

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がない限り、相互に「建設資機材等」を提供するものとする。

第9条 (契約の締結)

甲は、第6条に基づき、乙に出動要請(第6条(業務の出動要請) 2 項及び 3 項含む) したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第10条 (業務の実施報告)

乙は「業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した「建設資機材等」の内訳を書面により速やかに監督者へ報告するものとする。

2 甲は、必要に応じて「業務」の途中段階で使用した「建設資機材等」の報告を求める ことができるものとする。

第11条(業務の完了)

乙は「業務」が完了したときは、直ちにその旨を監督者に報告するものとする。

第12条(費用の請求)

乙は「業務」完了後(防災訓練を除く)、当該「業務」に要した費用(第8条による乙の「建設資機材等」を含む)の見積書を監督者経由で甲に提出するものとする。

第13条(費用の支払)

甲は、第12条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第9条に基づき、その費用を支払うものとする。

第14条(損害の負担)

「業務」の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は「建設資機材等」に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

第15条(緊急通行車両)

本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前に届け出すものとする。

第16条(身分証明書の発行)

災害対策基本法に基づく「業務」を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

第17条(有効期限)

この協定の期間は、協定締結日から平成30年7月31日までとする。

第18条 (協定の解約)

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協 定を解約することができるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第19条 (その他)

災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容又は第4条で規定する以外の区間についても「業務」を実施できるものとする。この場合においては、直接の指示及び監督する者を甲から乙に別途、通知するものとする。

- 2 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性でいう災害活動実績には認めないものとする。
- 3 この協定に定めのない事項、又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙 協議して定めるものとする。

第20条 (附則)

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所長 淡 中 泰 雄 印

乙 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 印